（人事院規則九―八―五七の一部改正）

第三条　人事院規則九―八―五七の一部を次のように改正する。

附則第五項第二号中「平成二十三年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に、「四十三歳」を「四十五歳」に改め、同項第三号中「平成二十四年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に、「三十六歳」を「三十九歳」に改め、同項第四号中「平成二十四年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に、「三十歳」を「三十七歳」に改める。

（人事院規則九―一〇七の一部改正）

第四条　人事院規則九―一〇七（再任用短時間勤務職員の俸給月額等の端数計算）の一部を次のように改正する。

第一項第二号中「同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同項第三号中「附則第八条第六項の規定により読み替えられた同条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

告示

○総務省告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十五年二月十五日

総務大臣　新藤　義孝

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
政党 日本未来の党	嘉田由紀子	佐藤　公治	東京都中野区中野四―七―三	二四、一一、二八

○総務省告示第四十五号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第三条第二項の規定に該当しなくなったことにより政党でなくなったので、同法第七条の二第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十五年二月十五日

総務大臣　新藤　義孝

政治団体の名称	代表者の氏名	政党でなくなった年月日
減税日本 国民の生活が第一 新党きづな 新党大地 みどりの風	河村たかし 主濱　了 上野　一雄 鈴木　宗男 谷岡　郁子	二四、一一、二一 二四、一二、一六 二四、一一、一五 二四、一二、一六 二四、一一、二九

○総務省告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十五年二月十五日

総務大臣　新藤　義孝

㈠　政党

政治団体の名称	異動事項	旧	新	届出年月日
減税日本	会計責任者の氏名	坂石　憲治	小泉　俊明	二四、一一、二七
国民の生活が第一	会計責任者の氏名	藤原　良信	佐藤　公治	二四、一一、二八
新党きづな	代表者の氏名	主濱　了	小沢　一郎	二四、一二、一〇
	代表者の氏名	上野　一雄	内山　晃	二四、一一、一六
	会計責任者の氏名	山本　晴美	渡辺浩一郎	
新党大地	政治団体の名称	新党大地	新党大地・真民主	二四、一一、二八
生活の党	政治団体の名称	生活の党	日本未来の党	二四、一二、二七
太陽の党	代表者の氏名	森　裕子	嘉田由紀子	二四、一一、二六
日本維新の会	代表者の氏名	島　武志	石原慎太郎	二四、一一、二二
日本未来の党	代表者の氏名	石原慎太郎	橋下　徹	二四、一二、一三
	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一二―八	東京都中野区中野四―七―三	
民主党	代表者の氏名	海江田万里	野田　佳彦	二四、一二、二七
	会計責任者の氏名	小川　敏夫	中川　正春	二四、一二、二八

㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	旧	新	届出年月日
国民生活会議	政治団体の区分	その他の政治団体	政治資金団体	二四、一二、一八
みどりの風	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	二四、一二、五
	（公職の種類）	参議院議員		

○総務省告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第五項において準用する同条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十五年二月十五日

総務大臣　新藤　義孝

政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
政治団体の名称	谷岡　郁子	山崎　邦子	東京都品川区上大崎三―三―九	二四、一二、二八
みどりの風	（支部の数） 三			

（支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	
みどりの風埼玉県支部	埼玉県さいたま市浦和区高砂二―三―一八	○	（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
みどりの風愛知県支部	愛知県名古屋市中区大須二―二六―二八	○	
みどりの風山形県支部	山形県山形市南原町三―一六―一	○	